

西条市市民ライター設置要領

(設置)

第1条 市民等の参画による情報発信力の強化により、西条市の知名度・イメージの向上や市民のまちへの愛着や誇りの醸成を図るため、西条市市民ライター（以下「市民ライター」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 市民ライターは、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 市内等における人物及び各種団体、地域の話題、行事、催物等を取材し、これによって作成した記事及び撮影した写真又は動画（以下「記事等」という。）を市に提供すること。

(2) その他市長が必要と認めるシティプロモーション活動

(定数)

第3条 市民ライターの定数は、市長が別に定める。

(登録対象者)

第4条 市民ライターとして登録することのできるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 西条市の魅力を市内外に情報発信する意欲のある者で、西条市の区域内（以下「市内」という。）に在住し、在勤し、又は在学するもの

(2) 市内の小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）

(3) その他市長が必要と認めるもの

(申請)

第5条 市民ライターに登録することを希望するもの（以下「申請者」という。）は、個人の場合にあっては西条市市民ライター登録申請書（個人用）（様式第1号）に、学校の場合にあっては西条市市民ライター登録申請書（学校用）（様式第2号）に、必要な書類を添えて市長に提出することにより、申請するものとする。この場合において、申請者が未成年者であるときは、当該登録について当該未成年者の親権者が同意することを要する。

(登録)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者を市民ライターとして登録し、その旨を西条市市民ライター登録決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(登録期間)

第7条 市民ライターの登録期間は、前条の規定により登録された日からその日の属する年度の末日までとし再任を妨げない。

(登録抹消)

第8条 市長は、市民ライターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民ライターの登録を抹消するものとする。

(1) 市民ライターから登録の抹消の申出があったとき。

- (2) 第2条に規定する活動ができなくなったとき。
- (3) 第10条の規定に該当する行為を行ったとき。
- (4) その他市民ライターとして不適格であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による登録の抹消を行ったときは、その旨を西条市市民ライター登録抹消通知書（様式第4号）により当該市民ライターに通知するものとする。

（報酬）

第9条 市民ライターの活動に対する報酬は、無報酬とする。

（禁止行為）

第10条 市民ライターは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自己の利益のために、市民ライターの立場を濫用すること。
- (2) 市職員と誤認されるおそれのある言動をすること。
- (3) 市民ライターの活動と私事の活動を混同した言動をすること。
- (4) 活動先等に対して迷惑となること。
- (5) 市民ライター制度の円滑な運営を妨げること。
- (6) その他市長が適当でないと認めること。

（記事等の編集）

第11条 市長は、市民ライターが市に提供した記事等について、次条の規定による掲載を行うに当たって、当該記事等の著作権を有する市民ライターの同意を得て、記事等に用いられている文言等について必要な編集を行うものとする。

（記事等の掲載）

第12条 市長は、市民ライターが市に提供した記事等のうちから適当と認めるものを、市のWebサイト、SNS、広報紙、動画共有サービスその他の市の広報媒体に掲載するものとする。

2 市長は、市民ライターが市に提供した記事等について、当該記事等に次の各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、当該記事等については掲載しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのある情報
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の主義主張に係る情報
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある情報
- (4) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でない情報
- (5) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でない情報
- (6) 法令に反し、又は反するおそれがある情報
- (7) その他市長が不適切であると認める情報

（免責）

第13条 市民ライターの活動等による経費について、市はその費用を負担しない。また、取材等における市民ライターが負ったけが、第三者に与えた損害、法令違反等に対して市はその責任を負わない。

(庶務)

第14条 市民ライターに関する庶務は、シティプロモーション担当課において処理する。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、市民ライターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。